平成２４年（フ）第４０号
愛媛県西予市宇和町山田1102番地
債務者　加藤　　武
1　決定年月日時　平成24年７月20日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月20日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２４年（フ）第１７号
北海道虻田郡真狩村字真狩121―10
債務者　守谷　宏季
1　決定年月日時　平成24年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月21日まで
札幌地方裁判所岩内支部

平成２４年（フ）第９０号
宮城県栗原市築館字下高森27番地６　２号
債務者　工藤むつよ（旧姓熊谷）
1　決定年月日時　平成24年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月21日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２４年（フ）第３号
福島県白河市栄町７番地　メゾンプリオールＪ３
債務者　石井なぎさ（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成24年７月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月21日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２４年（フ）第１１６１号
愛知県日進市岩崎台２丁目1414番地　パークイワサキ303
債務者　天羽　　稔
1　決定年月日時　平成24年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１１号
三重県熊野市井戸町543番地２
債務者　森田　利一
1　決定年月日時　平成24年７月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月21日まで
津地方裁判所熊野支部

平成２４年（フ）第１２号
三重県熊野市波田須町140番地、住民票上の住所三重県熊野市木本町350番地１
債務者　今井　義治
1　決定年月日時　平成24年７月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月21日まで
津地方裁判所熊野支部

平成２４年（フ）第５３０号
神戸市中央区花隈町５番21―1112号
債務者　屋敷　和子
1　決定年月日時　平成24年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月21日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５９７号
神戸市中央区港島中町２丁目４番地の１　市営港島住宅73号棟204号、従前の住所神戸市中央区港島中町３丁目１番地の２　神戸ポートピレジ２号棟213号
債務者　小堀　洋子
1　決定年月日時　平成24年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月21日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１９７号
兵庫県宝塚市山本丸橋４丁目３番201号
債務者　水野　麻美
1　決定年月日時　平成24年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月21日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第２７３号
大分市大字森町1181番地の２　リバーサイド森町Ⅱ201
債務者　後藤加奈恵
1　決定年月日時　平成24年７月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月21日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第３７号
鹿児島県奄美市名瀬大字仲勝299番地19　アマンダ620―101号、旧住所大阪市淀川区十三東１丁目10番22―801号
債務者　中村　真実（旧姓髙倉）
1　決定年月日時　平成24年７月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月21日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２４年（フ）第２８号
岩手県一関市字釣山28番地42
債務者　小野寺美貴
1　決定年月日時　平成24年７月23日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月24日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２４年（フ）第２６５号
大分市大字寒田1092番地の５
債務者　原　　勝彦
1　決定年月日時　平成24年７月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月24日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第１００号
宮崎県東臼杵郡門川町東栄町４丁目４番８号コーポコウノ101号
債務者　奈須　壽生
1　決定年月日時　平成24年７月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月24日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２４年（フ）第４０５号
熊本県合志市須屋1570番地
債務者　池原　　恵
1　決定年月日時　平成24年７月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第１５３号
富山市堀６番地５　ハイム上堀303号
債務者　寺田　裕策
1　決定年月日時　平成24年７月23日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月26日まで
富山地方裁判所民事部